

令和4年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金のお知らせ

1 奨学給付金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまへ、学費負担軽減を目的とする東京都の助成制度として、返還不要な「奨学給付金」があります。

この制度は、年収目安約270万円未満又は生活保護受給世帯に対し、授業料以外の教育費（教材費、学用品等）の負担を助成する制度です。

なお、家計が急変した世帯に対する奨学給付金制度の申請時期等、詳細は、別途、8月頃当財団ホームページでご案内します。（※このお知らせに添付されている申請書では申請できません。）

2 申請期間

令和4年6月17日(金)～令和4年7月31日(日) ※7月31日 消印有効

※ 期間外の申請につきましては、受付できません。

※ 就学支援金とは別の助成制度のため、毎年（学年1回）申請が必要です。対象となる方は忘れずに申請してください。

3 スケジュール

<申請後のスケジュール>

- ① 6月17日～12月下旬 ～ 財団での審査・学校での在籍等の確認～
② 12月下旬  結果の通知、申請者口座への振込

※スケジュールが変更となる場合は、当財団のホームページに掲載します。

4 申請の方法

※宛名ラベルを封筒に貼ってご郵送ください。

- 申請書とその他必要な書類をご準備ください。※詳しくは3ページの⑦「申請に必要な書類一覧」をご参照ください。
- 申請書の記入は、黒又は青のボールペンを使用してください（消せるボールペン・鉛筆は使用しないようお願いいたします）。
- 「角2（A4）サイズ」の封筒に必要な書類を折らずに入れて郵送してください。
- 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意のうえ、封筒に「2名分申請」と記載し郵送してください。
- 郵便局の窓口で「**特定記録郵便**」でお出しください。特定記録郵便の郵送状況確認は日本郵便（株）のホームページで確認できます（※申請されたかどうかは特定記録郵便の郵送状況確認をもって行えますので、特定記録郵便の控えは、受給が確認できるまでお手元に保管しておいてください）。

※ ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをおとりください。

宛名ラベル

（キリトリ線）

〒162-8799

牛込郵便局留

（公財）東京都私学財団

奨学給付金担当 行

差出人名	
住所	〒□□□□-□□□□

チェック欄 ※提出前にご確認ください。

- 奨学給付金 受給申請書 ②（生活保護世帯又は非課税・均等割のみの世帯）
- 署名欄に署名はしましたか？
- 所得状況A・Bのいずれかにチェックをしましたか？
- 振込先口座の名義人は申請者本人のものでしょうか？
- 住民票（コピー可）
- 世帯全員及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものですか？
- 令和4年5月1日以降の発行で、申請日前3か月以内の発行のものですか？
- 所得及び扶養状況等を証明する書類
- A：生活保護【生業扶助】を受給している世帯
- い
ず
れ
か 『生業扶助』受給証明書』に福祉事務所の押印・証明を受けていますか？
- 『生活保護受給証明書』に【生業扶助】と記載がありますか？
- B：【生業扶助】を受給していない・住民税が「非課税・均等割のみ」の世帯
- い
ず
れ
か 『生活保護受給証明書』
- 令和4年度課税証明書・非課税証明書（コピー可）
- 扶養人数（内訳）の記載があるものですか？
- 申請日前3か月以内の発行のものですか？

5 対象となる申請者（保護者）の要件と給付額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者（申請者）が、令和4年7月1日現在、東京都内に居住

※奨学給付金は、保護者がお住まいの道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問い合わせください。

(2) 令和4年7月1日現在※1、下記の①～⑦のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒の保護者※2

- ① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（1～3年）
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑦ 私立高等学校等専攻科（私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校（後期課程）専攻科）のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - ・国家資格者養成課程を有するもの

※ただし、特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

※1 令和4年7月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件になります。

※2 生徒が以下のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合
- ・平成26年4月1日前から引き続き就学支援金の対象校に在学している場合（平成26年3月31日に退学し、平成26年4月1日に第1学年（年次）に入学した場合を除く）

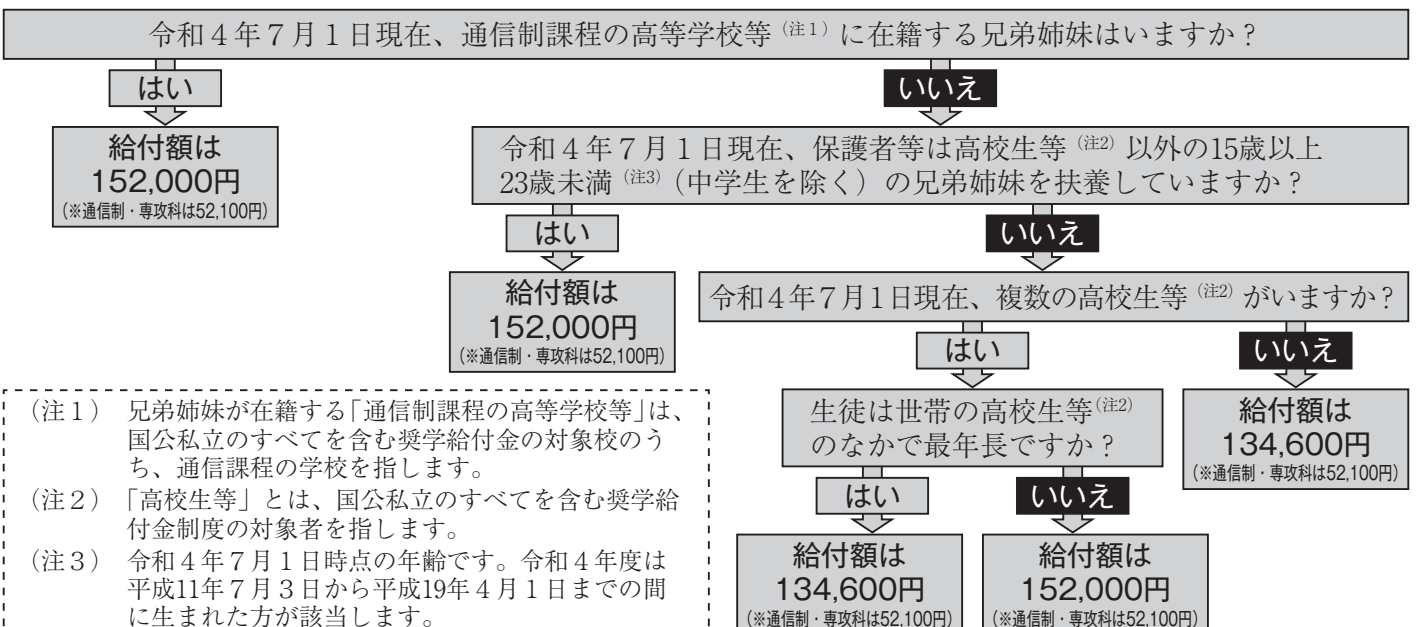
(3) 次の対象世帯区分A・Bのいずれかに該当する世帯

対象世帯区分		給付額（年額）		
		全日制等	通信制	専攻科
A	生活保護 生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯（7月1日時点）	52,600円		
B	生活保護受給（生業扶助を受給していない）世帯	134,600円 又は 152,000円 ※2	52,100円	
	令和4年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯※1 均等割のみの世帯とは住民税の「均等割（区市町村民税3,500円+都民税1,500円=年税額5,000円）」のみ課税され、所得割額が0円（非課税）の世帯です。			

※1 対象世帯の審査は、申請者とその配偶者の『課税証明書』に記載された住民税の金額で行います。

※2 世帯の構成状況により給付額が異なります。詳しくは、下記 [6] をご参照ください。

6 対象者および給付額の確認方法



7 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象世帯区分	発行機関
① 令和4年度私立高等学校等 奨学給付金 受給申請書 (え)	全世帯	申請者 記入
② 住民票 (コピー可) ・世帯全員の記載があるもの ・続柄の記載があるもの ・令和4年5月1日以降の発行で、申請日前3カ月以内の発行のもの ・マイナンバー (個人番号) の記載がないもの	全世帯	区市町村 役所(場)
所得及び扶養状況等を証明する書類 (下記のいずれか)		
③ 生業扶助 (高等学校等就学費) 受給証明書 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は、別紙『【生活保護を受給している】方へ』の(A)『生業扶助受給証明書』を提出してください。 ・福祉事務所の証明・押印を受けたもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの A:生活保護【生業扶助】を受給している世帯になります。 『奨学給付金交付申請書』の(1)所得状況Aに☑をしてください。	生活保護を受給している世帯で【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給している方	福祉 事務所
④ 生活保護受給証明書 (コピー可) 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』を提出のうえ、別紙『【生活保護を受給している】方へ』の(B)に署名をして提出してください。 ・生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・令和4年5月1日以降の発行で、申請日前3カ月以内の発行のもの B:住民税が「非課税」の世帯になります。 『奨学給付金交付申請書』の(1)所得状況Bに☑をしてください。	生活保護を受給している世帯で生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない方	申請者 記入
⑤ 令和4年度 課税証明書・非課税証明書 (コピー可) (※1)(※2) ・扶養人数(内訳)の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの ・申請者及びその配偶者のもの(※3) ・給付額(年額)が全日制等に該当する生徒で、生徒及び15歳以上(中学生を除く)の兄弟姉妹の扶養人数の記載がない場合は、生徒及び当該兄弟姉妹の「健康保険証」のコピーも提出してください。 ※1「源泉徴収票」「特別徴収税額通知書」「納税通知書」では受付できません。 ※2 令和4年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。 ※3 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について ・【配偶者控除】の適用が無い(所得が1000万円を超える方の同一生計配偶者を含む)場合 ・【配偶者特別控除】の適用を受けている場合 ・申請者が自営業で、その配偶者が【事業専従者】の場合 ・申請者が【配偶者控除】を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合 → 配偶者の証明書は不要です。	生活保護を受給していない方	区市町村 役所(場)

配偶者の証明書も
必要です。

8 Q & A ~よくお問合せを頂くと質問 (お問合せの前にご覧ください)~

1. 申請について

Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q2. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。必ず学年(年度)ごとに申請してください。「奨学給付金」は、年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回(定時制、通信制の場合は4回)までとなります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

- Q3. 申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。(都内の学校に通われている方のみ)**
 A. 6月中旬に学校において配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」の、左上部のお名前の下にある13ケタの番号をご記入ください。
 ※1年生は学校から配布される認定番号(仮)をご記入ください。
 ※認定番号がわからない場合は記入不要です。
- 就学支援金認定番号： (例) 22-013-9999-0001
- Q4. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。**
 A. 申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です。
- Q5. 6月に退学しましたが申請できますか。**
 A. 退学した学校では申請できません。令和4年7月1日現在で在学している必要があります。
- Q6. 令和4年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。**
 A. 申請日現在で在学していれば申請できます。
- Q7. 令和4年7月2日以降に都外に転居の予定がありますが、申請できますか。**
 A. 令和4年7月1日時点で都内に居住していれば、当財団に申請してください。なお、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
- Q8. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。**
 A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。

2. 申請者について

- Q9. 高校3年生の生徒が成人(18歳)しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。**
 A. 生徒が成年年齢(18歳)に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者(両親等)の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者(両親等)が申請してください。
- Q10. 保護者がいません(成人している場合等)。本人が申請できますか。**
 A. 生徒が、他の人(配偶者等)の収入により生計を維持している場合はその人(配偶者等)が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記 **9**「問合せ先」へご相談ください。
- Q11. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。**
 A. 所得の確認ができないため、申請できません。
- Q12. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。**
 A. 生徒に対して見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。措置されていない場合は申請できます。

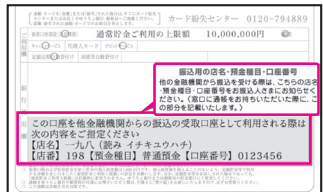
3. 住民税額等が減額になった場合について

- Q13. 夏の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。**
 A. 特別申請期間中に申請できます。令和5年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受付ける予定です。日程などの詳細については、11月中旬以降に下記 **9**「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請期間終了後に、申請を受付けることはできません。
- Q14. 今年になって収入が減り、家計が急変しましたが、今年度の住民税額には反映されません。何か特別な助成制度がありますか。**
 A. 令和4年の1月1日以降に家計が急変し、年収見込額が住民税非課税相当になった世帯を対象とした「奨学給付金制度」があります。要件、申請時期等の詳細は、別途、8月頃財団のホームページでご案内します。

4. 振込先口座について

- Q15. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。**
 A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義(個人)の口座を記入してください。
- Q16. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。**
 A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例
 【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



9 問合せ先 ※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当
 ☎ (03) 5206-7925 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00) ※6~7月の申請期間中は土曜日電話受付を行う予定です。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取り扱いについては、別紙<申請書記入例>裏面をご参照ください。